

令和4年度 第11回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和5年2月24日（金） 午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和4年度第10回定例会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（令和4年度第1回臨時会）
- 日程第4 報告 教育長報告
- 日程第5 議案第41号 宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
- 日程第6 議案第42号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 日程第7 議案第43号 宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について
- 日程第8 議案第44号 宮古島市立適応指導教室設置要綱の廃止について
- 日程第9 議案第45号 宮古島市立適応指導教室設置規則の全部改正について
- 日程第10 議案第46号 宮古島市未来創造センター長の任用について
- 日程第11 その他

議案第41号

宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年2月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱する必要があるので、宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会規則第2条の規定に基づき本案を提案します。

宮古島市立学校給食共同調理場
運営委員会委員名簿

任期 令和7年2月26日まで

	選出区分	氏名		備考
1	学識経験者	仲宗根 均	再	元宮古島市職員
2	学識経験者	宮國 雅人	再	元宮古島市職員
3	P T A 代表	友利 博明	新	南小PTA会長
4	P T A 代表	下地 竹則	新	平良中PTA会長
5	小学校校長代表	砂川 修	新	北小
6	小学校校長代表	根間 正人	新	城辺小
7	小学校校長代表	與那覇 修	再	下地小
8	小学校校長代表	與那覇 盛彦	再	伊良部島小
9	中学校校長代表	久高 三彦	再	北中
10	中学校校長代表	比嘉 豊樹	再	城東中
11	中学校校長代表	渡久山 英徳	再	上野中
12	養護教諭代表	上里 裕美	新	北小
13	栄養士代表	喜瀬 友理香	新	平良調理場

○宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第23号

改正 平成28年11月25日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市立学校給食共同調理場条例（平成17年宮古島市条例第196号）第6条の規定に基づき、宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会の委員は15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、宮古島市教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校長代表
- (2) PTA代表
- (3) 学識経験者代表
- (4) 栄養士及び養護教諭代表

(任務)

第3条 運営委員会は、宮古島市立学校給食共同調理場の運営に関し、次に掲げる事項を審議し、教育委員会に報告する。

- (1) 学校給食費の予算・決算に関すること。
- (2) 学校給食費の改定に関すること。
- (3) 学校給食共同調理場調理業務の評価に関すること。

2 運営委員会は、教育長の諮問に応じ必要な事項を審議し、答申し、又は意見を具申する。

(平28教委規則8・全改)

(任期)

第4条 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 運営委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員が第2条各号に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場

合は、その任期中であっても、これを解職することができる。

(役員)

第5条 運営委員会に次の役員を置く。

会長 1人

副会長 1人

監査委員 3人

- 2 会長、副会長及び監査委員は、運営委員会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営委員会は必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員の職務)

第7条 会長は運営委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその会務を代行する。
- 3 監査委員は給食の会計について監査し、その結果を運営委員会に報告する。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、平良学校給食共同調理場において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成28年11月25日教委規則第8号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

議案第42号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

上記の議案を別紙のように提案する。

令和5年2月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市立学校管理規則第19条の規定により、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱する必要があるため、本案を提出します。

別 紙

令和5年度学校医

	氏名	勤務先	学校名	備考
1	安谷屋 正明	自宅会員	平良第一小学校、南小学校、鏡原小学校、久松小学校、伊良部島小中学校	
2	池村 栄作	いけむら外科	西辺小学校、福嶺小学校、砂川小学校 西辺中学校	
3	池村 幸	いけむら小児科	東小学校	
4	稻村 達哉	稻村耳鼻咽喉科	久松中学校	
5	打出 啓二	下地診療所	下地小学校、下地中学校	
6	奥平 忠寛	奥平産婦人科医院	平良中学校	
7	岸本 邦弘	きしもと内科医院	北小学校、鏡原中学校	
8	下地 晃	城辺中央クリニック	西城小学校、城辺小学校 城東中学校	
9	下地 輝子	下地眼科医院	池間小中学校	
10	砂川 明雄	おおはらクリニック	南小学校	
11	木場 藤太	Hirara生活習慣病クリニック	北中学校	
12	中村 献	中村胃腸科内科	狩俣小学校、狩俣中学校	
13	宮城 博子	みやぎMs. クリニック	平良第一小学校	
14	宮里 不二雄	自宅会員	上野小学校、上野中学校	
15	泰川 恵吾	ドクターゴン診療所	平良中学校	

令和5年度学校歯科医

	氏名	勤務先	学校名	備考
1	岡村 英人	岡村歯科医院	狩俣小学校、西城小学校、久松中学校	
2	小禄 清美	おろく歯科	北小学校、東小学校	
3	我如古 充	がねこ歯科クリニック	平良中学校、狩俣中学校	
5	下地 森夫	もりお歯科	福嶺小学校	
6	砂川 貴	すながわ歯科クリニック	城東中学校	
7	平良 和枝	KAZUデンタルクリニック	平良第一小学校	
8	平良 博也	たいら歯科クリニック	東小学校、城辺小学校	
9	波平 篤樹	伊良部中央歯科医院	伊良部島小中学校	
10	波平 真樹	下地中央歯科医院	下地小学校、下地中学校	
11	羽地 都映	羽地歯科口腔外科医院	南小学校	
12	方 峰靖	永和歯科医院	鏡原小学校、砂川小学校、上野小学校	
13	真喜屋 建	サンデンタルクリニック	西辺小学校 平良中学校、西辺中学校	
14	松原 正明	松原歯科医院	北中学校、上野中学校	
15	本永 昌代	宮古島デンタルオフィス	平良第一小学校、北中学校、鏡原中学校	
16	吉田 司	あだん歯科クリニック	久松小学校	
17	大城 智	佐良浜歯科医院	池間小中学校	
18	池田 春歌子	ともくんデンタルクリニック	南小学校	

令和5年度薬剤師

	氏名	勤務先	学校名	備考
1	上里 雅江	くがに薬局	城辺小学校、	
2	大槻 広明	琉榮	西辺小学校、狩俣小学校 北中学校、西辺中学校、狩俣中学校	
3	小松 沙織	AIN薬局 よこだけ店	伊良部島小中学校	
4	上川畑 剛	病院前薬局	東小学校	
5	下地 厚子	むつみ薬局	下地小学校、下地中学校	
6	鈴木 美佐	宮古島徳州会病院	北小学校、久松小学校、久松中学校	
7	砂川 裕美子	宮古島リハビリ温泉病院	鏡原小学校、鏡原中学校 西城小学校、城東中学校	
8	鶴沢 直美	宮古島リハビリ温泉病院	上野小学校、上野中学校	新
9	吉澤 孝太	宮古島徳州会病院	南小学校、平良中学校	
10	前里 由紀子	コジャ薬局 市場前店	平良第一小学校	
11	三好 鮎子	高峰整形外科	福嶺小学校、砂川小学校	新
12	山崎 今日太	ミント薬局腰原店	池間小中学校	

○宮古島市立学校管理規則（一部抜粋）

平成17年10月1日

教育委員会規則第14号

(学校医等)

第19条 学校には、非常勤の職員の職として、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

2 前項の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。

議案第43号

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年2月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

「問題行動等学習支援員」の名称と職務内容を一部改正し、幅広く児童生徒に支援ができるようにする必要があるので、本案を提案します。

別 紙

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部を改正する訓令

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程（令和2年宮古島市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

問題行動等学習支援員	問題を抱える生徒の学校生活支援に関する業務	週5日 8時15分から16時まで
------------	-----------------------	---------------------

」を「

学習支援員	課題を抱える児童生徒の学校生活支援に関する業務	週5日 8時15分から16時まで
-------	-------------------------	---------------------

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程（令和2年宮古島市教育委員会訓令第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）												
<p>宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程 令和2年3月31日 教育委員会訓令第5号 (職の名称、勤務時間等)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の職の名称、職務内容並びに勤務日数及び勤務時間は、次のとおりとする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の割り振りを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職の名称</th> <th>職務内容</th> <th>勤務日数及び勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問題行動等学習支援員</td> <td>問題を抱える生徒の学校生活支援に関する業務</td> <td>週5日 8時15分から16時まで</td> </tr> </tbody> </table>	職の名称	職務内容	勤務日数及び勤務時間	問題行動等学習支援員	問題を抱える生徒の学校生活支援に関する業務	週5日 8時15分から16時まで	<p>宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程 令和2年3月31日 教育委員会訓令第5号 (職の名称、勤務時間等)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の職の名称、職務内容並びに勤務日数及び勤務時間は、次のとおりとする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の割り振りを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職の名称</th> <th>職務内容</th> <th>勤務日数及び勤務時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習支援員</td> <td>課題を抱える児童生徒の学校生活支援に関する業務</td> <td>週5日 8時15分から16時まで</td> </tr> </tbody> </table>	職の名称	職務内容	勤務日数及び勤務時間	学習支援員	課題を抱える児童生徒の学校生活支援に関する業務	週5日 8時15分から16時まで
職の名称	職務内容	勤務日数及び勤務時間											
問題行動等学習支援員	問題を抱える生徒の学校生活支援に関する業務	週5日 8時15分から16時まで											
職の名称	職務内容	勤務日数及び勤務時間											
学習支援員	課題を抱える児童生徒の学校生活支援に関する業務	週5日 8時15分から16時まで											

宮古島市立学校における学習支援員の勤務に関する要項

令和3年3月25日 教育長決裁

一部改正 令和4年3月8日 教育長決裁

一部改正 令和5年 月 日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、宮古島市会計年度任用職員に関する規程で定めるもののほか、学校における学習支援員（以下「支援員」という）の勤務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 支援員は、この要項に従い、教育委員会及び配置先の学校長並びに関係職員の指導のもと担任等との綿密な連携を図りながら、教育委員会会計年度任用職員に関する規程第2条に定める職務を行うものとし、主な内容は次の通りとする。

- (1) 対象児童生徒の学習支援及び教育相談に関すること。
- (2) 課題を抱える児童生徒の実態把握、校外指導、統計資料の作成等、生徒指導主任の補助に関すること。
- (3) その他、学校の教育活動の支援に関すること。

3 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任用)

第3条 支援員は、教員免許を有する者、児童生徒への相談・支援業務経験者、又は適任者のうちから、教育委員会が任用する。

(報酬)

第4条 支援員の報酬、手当及び費用弁償の額は、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮古島市条例第29号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第5条 支援員の勤務は、宮古島市会計年度任用職員に関する規程の定めるところによる。

(服務)

第6条 支援員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 支援員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 支援員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。
- 4 支援員は、法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の定める規定に違反した場合は、免職される場合がある。

(派遣申請)

第7条 支援員の派遣を希望する校長は、教育委員会に学習支援員派遣（変更）申請書（様式第1号）と対象児童生徒の個別の支援計画（様式第1号-1）を提出するものとする。

(派遣決定)

第8条 支援員派遣の決定は、前条の申請に基づき教育委員会で審査し、決定する。

- 2 教育委員会は、前項の規定により派遣の承認又は不承認を決定したときは、学習支援員派遣（変更）決定通知書（様式第2号）により、校長に通知するものとする。

(業務の報告)

第9条 支援員は、毎学期末に学習支援員業務日誌（様式第3号）を教育委員会へ提出するものとする。

- 2 校長は、年度末に学習支援員派遣事業実施報告書（様式第4号）を教育委員

会へ提出するものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和3年3月25日から施行する。

(様式第1号)

第 号
年 月 日

宮古島市教育委員会教育長 殿

宮古島市立
校 長

学校
印

学習支援員配置（変更）申請書

宮古島市立学校における学習支援員の勤務に関する要項第7条の規程に基づき、生徒指導体制及び学習支援、教育相談体制の確立を図るため、支援員の配置が必要と認められますので申請します。

1 対 象 児 童 生 徒		学年	性 別	氏 名（フリガナ）
		①		
	②			
	③			
	④			
2 支 援 員 の 活 用 内 容	(主な職務・支援員配置後の指導体制等)			
3 備 考				

(様式第1号-1)

個別の支援計画

学 年	性 別	氏 名 (フリガナ)

1 主な実態

2 願い

(1) 本人の願い

(2) 保護者の願い

3 支援の方向性

(1) 支援の目標

(2) 具体的な支援方法

(様式第2号)

官教第 号
年 月 日

宮古島市立 学校
校長 殿

宮古島市教育委員会
教育長 印

学習支援員配置（変更）決定通知書

年 月 日付け ○○第〇号で申請のありました学習支援員の派遣について、下記のとおり
決定しましたので通知します。

記

1 決定の区分	承認 · 不承認	
2 派遣する期間	年 月 日～ 年 月 日	
3 派遣する支援員	氏名	
	住所	
	電話	
4 備考		

※ 支援員と十分に協議を行い、適切な支援を行うこと。

※ 学習支援員配置（変更）申請書に変更等が生じた場合には、直ちに報告すること。

(様式第3号)

第 号

年 月 日

宮古島市教育委員会教育長 殿

宮古島市立 学校

校 長

印

学習支援員配置実績報告書

次のとおり学習支援員配置事務を実施しましたので報告します。

記

1 対象児童生徒	年・氏名
2 配置期間	年 月 日～ 年 月 日
3 支援員名	
4 配置後の学級 及び学校全体の 状況	(支援員派遣による改善状況・支援員の活用による効果等)
5 今後の支援員 配置等に関する 要望・改善点等	
6 備考	

(様式第4号)

学習支援日業務日誌

令和 年度宮古島市教育委員会		校 長	教 頭	生徒指導	支援員
支援員名 ()					
	活動 内 容				
月 日					
備考					

宮古島市会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
宮古島市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年宮古島市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「問題行動」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮古島市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年宮古島市規則第37号）新旧対照表

現行	改正後（案）																												
<p>宮古島市会計年度任用職員の給与に関する規則 令和2年3月16日 規則第37号</p> <p>別表第1（第2条関係） 職種別基準表 ア 行政職給料表職種別基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">基礎号給</th> <th colspan="2">上限</th> </tr> <tr> <th>職務の 級</th> <th>号給</th> <th>職務の 級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般事務補助員、電話交換手、技術関係事務補助員、観光交流拠点施設管理補助員、子ども・子育て支援専門員、司書補助員、<u>問題行動</u>学習支援員、日本語学習支援員、社会教育指導員、児童厚生員、適応指導教室支援員、教育相談員、公民館長、スクール・サポート・スタッフ、保育支援者</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基礎号給		上限		職務の 級	号給	職務の 級	号給	一般事務補助員、電話交換手、技術関係事務補助員、観光交流拠点施設管理補助員、子ども・子育て支援専門員、司書補助員、 <u>問題行動</u> 学習支援員、日本語学習支援員、社会教育指導員、児童厚生員、適応指導教室支援員、教育相談員、公民館長、スクール・サポート・スタッフ、保育支援者	1	1	1	7	<p>宮古島市会計年度任用職員の給与に関する規則 令和2年3月16日 規則第37号</p> <p>別表第1（第2条関係） 職種別基準表 ア 行政職給料表職種別基準表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">基礎号給</th> <th colspan="2">上限</th> </tr> <tr> <th>職務の 級</th> <th>号給</th> <th>職務の 級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般事務補助員、電話交換手、技術関係事務補助員、観光交流拠点施設管理補助員、子ども・子育て支援専門員、司書補助員、<u>問題行動</u>学習支援員、日本語学習支援員、社会教育指導員、児童厚生員、適応指導教室支援員、教育相談員、公民館長、スクール・サポート・スタッフ、保育支援者</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	職種	基礎号給		上限		職務の 級	号給	職務の 級	号給	一般事務補助員、電話交換手、技術関係事務補助員、観光交流拠点施設管理補助員、子ども・子育て支援専門員、司書補助員、 <u>問題行動</u> 学習支援員、日本語学習支援員、社会教育指導員、児童厚生員、適応指導教室支援員、教育相談員、公民館長、スクール・サポート・スタッフ、保育支援者	1	1	1	7
職種		基礎号給		上限																									
	職務の 級	号給	職務の 級	号給																									
一般事務補助員、電話交換手、技術関係事務補助員、観光交流拠点施設管理補助員、子ども・子育て支援専門員、司書補助員、 <u>問題行動</u> 学習支援員、日本語学習支援員、社会教育指導員、児童厚生員、適応指導教室支援員、教育相談員、公民館長、スクール・サポート・スタッフ、保育支援者	1	1	1	7																									
職種	基礎号給		上限																										
	職務の 級	号給	職務の 級	号給																									
一般事務補助員、電話交換手、技術関係事務補助員、観光交流拠点施設管理補助員、子ども・子育て支援専門員、司書補助員、 <u>問題行動</u> 学習支援員、日本語学習支援員、社会教育指導員、児童厚生員、適応指導教室支援員、教育相談員、公民館長、スクール・サポート・スタッフ、保育支援者	1	1	1	7																									

議案第44号

宮古島市立適応指導教室設置要綱の廃止について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年2月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

適応指導教室の管理運営及び入退室に係る事項など、本要綱に定められている内容を整理し、宮古島市立適応指導教室設置規則においてまとめて規定する必要があるので、本案を提案します。

別 紙

宮古島市立適応指導教室設置要綱を廃止する告示

宮古島市立適応指導教室設置要綱（平成18年宮古島市教育委員会告示第1号）
は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○宮古島市立適応指導教室設置要綱

平成18年6月1日

教育委員会告示第1号

改正 平成21年10月30日教委告示第2号

(趣旨)

第1条 宮古島市の不登校児童生徒数は毎年増加傾向にあり、不登校児童生徒の学校適応を促進するため、学校適応指導教室「まていだ教室」を開設する。

(目的)

第2条 不登校の児童生徒に対し、自立の心を高め、社会性を身につけさせるための指導援助を行うことで学校適応を図ることを目的とする。

(設置者)

第3条 「まついだ教室」の設置者は宮古島市教育委員会とする。

(平21教委告示2・追加)

(管理運営)

第4条 「まついだ教室」の管理運営は教育長の命を受けて教育研究所所長が行う。

(平21教委告示2・追加)

(対象)

第5条 宮古島市内の小中学校で心因性の不登校児童生徒とし、具体的には以下に示す状態がいくつか見られる者とする。

- (1) 学校に行く意思はあるが行けない。
- (2) 閉じこもり・すくみ傾向があり、学校刺激・登校刺激に対して過敏・拒否反応がある。
- (3) 自分の意志を表現するのが極めて乏しく、生活全般において無気力さや消極さが見られる。
- (4) 「まついだ教室」に通う意思を持っている。
- (5) 精神的な疾患がない。
- (6) 学校に復帰したい意思がある。

(平21教委告示2・旧第3条繰下・一部改正)

(期間)

第6条 宮古島市立小・中学校の授業日に準ずるが、学年始めは3週間程度の学校適応期間をおくものとする。

(平21教委告示2・旧第4条繰下)

(援助指導及び活動内容)

第7条 援助指導及び活動内容は、主に次のとおりとする。

- (1) 教室内での適応指導
- (2) 教室外での適応指導
- (3) 宿泊学習
- (4) 学習指導
- (5) 連携指導

(平21教委告示2・旧第5条繰下)

(入室及び終了)

第8条 入室及び終了の手続は、次のとおりとする。

- (1) 開室期間中は隨時受け付ける。
- (2) 該当すると思われる児童生徒の学級担任は、校長や保護者、本人と入室について十分話し合う。
- (3) 保護者は、原籍校の校長へ「学校適応指導教室」入室願い（様式第1号）を提出する。
- (4) 原籍校の校長は、「宮古島市適応指導教室入室申請書」（様式第2号）に、（様式第1号）を添えて、宮古島市立教育研究所長へ提出する。
- (5) 原籍校の校長は、必要に応じて「教育相談員等の所見」（様式第3号）を上記の様式に添えて宮古島市立教育研究所長に提出する。
- (6) 宮古島市立教育研究所は、保護者と本人の面接相談（原則3回）を経て、協力委員会を開き入室判定を行う。
- (7) 入室が決定した児童生徒について宮古島市立教育研究所長は、「適応指導教室入室通知書」（様式第4号）をもって原籍校の校長へ通知する。
- (8) 入室児童生徒が期間途中で終了する場合は、宮古島市立教育研究所長は保護者や学校と充分相談の上、協力委員会を開き入室判定を行う。児童生徒の退室が判定された場合は、「適応指導教室終了通知書」（様式第5号）をもって原籍校の校長へ通知する。

(平21教委告示2・旧第6条繰下・一部改正)

(留意事項)

第9条 留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 心因性の不登校と判断しにくい児童生徒については、関係機関との連携を図る。
- (2) 不登校を長引かさないよう、学級担任は、保護者と入室について早めに相談する。

(平21教委告示2・旧第7条繰下・一部改正)

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成21年10月30日教委告示第2号)

この告示は、公布の日から施行し、平成21年11月1日から適用する。

様式第1号(第8条関係)

宮古島市適応指導教室入室願書(保護者で記入)

宮古島市立 学校
校長 様

年 月 日
保護者氏名 (印)
電話 自宅
緊急時

フリガナ		第	学年	組	男・女
児童・生徒氏名		年	月	日	生
現住所					

家 族 構 成	氏 名	続柄	年齢	氏 名	続柄	年齢
学校を休み始めた 主な原因 (本人が話した内 容・親に考えら れること等)						
学校を休んでいる 時の家の生活の 様子 (起床や就寝時間 食事・行動の様 子)						
保護者として登校 させるために行つ ていること及び適 応指導教室に望む こと						

様式第2号(第8条関係)

宮古島市適応指導教室入室申請書(学校で記入)

宮古島市立教育研究所

所長 様

年 月 日

学校名 _____

校長名 _____ 印

フリガナ		第 学年 級 男・女
児童・生徒氏名		年 月 日 生
現 住 所		

指導の経過 留意点等 (学級担任及び学校カウンセラー、教育相談員との協議等)	
学校長所見 (今後の学校としての関わり等)	

様式第3号(第8条関係)

教育相談員等の所見

宮古島市立教育研究所

所長 様

年 月 日

担当支援者氏名 印

フリガナ		第 学年 組 男・女
児童・生徒氏名		年 月 日 生
現 住 所		

上記の児童・生徒について、下記の通り報告します。

教育相談員等の所見(指導・援助の経過、留意点等)

様式第4号(第8条関係)

適応指導教室入室通知書

年 月 日

宮古島市立
校長 様

宮古島市立教育研究所
所長 印

年 月 日の判定会の結果、適応指導教室入室の可否について、下記の通り通知致します。

記

児童生徒氏名		学 年(性別)	
保 護 者		続 柄	
入 室 の 可 否	入室を認める	入室を認めない	
入室する教室	宮古島市適応指導教室「まていだ教室」		
入 室 期 日	年 月 日()		

様式第5号(第8条関係)

適応指導教室終了通知書

年 月 日

宮古島市立
校長 校長 様

宮古島市立教育研究所
所長 印

年 月 日の判定会の結果、適応指導教室終了について、下記の通り通知
致します。

記

児童生徒氏名		学 年(性別)	
保護者氏名		続 柄	
教室名	宮古島市適応指導教室「まていだ教室」		
終了期日	年 月 日()		

様式第1号（第8条関係）

（平21教委告示2・追加）

様式第2号（第8条関係）

（平21教委告示2・追加）

様式第3号（第8条関係）

（平21教委告示2・追加）

様式第4号（第8条関係）

（平21教委告示2・追加）

様式第5号（第8条関係）

（平21教委告示2・追加）

議案第45号

宮古島市立適応指導教室設置規則の全部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年2月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

適応指導教室への入室及び終了にかかる審査や手続きを簡素化し、居場所を必要とする児童生徒により早く必要な指導援助を提供できるようにする必要があるので、本案を提案します。

別 紙

宮古島市立適応指導教室設置規則

宮古島市立適応指導教室設置規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮古島市立適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）の設置及び管理運営に關し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 宮古島市の心理的要因によって登校できない児童生徒の学校教育への適応促進を図るために、適応指導教室を設置する。

2 適応指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1） 名称 宮古島市立適応指導教室「まついだ教室」

（2） 位置 宮古島市平良字東仲宗根添292番地

（管理運営）

第3条 適応指導教室の管理運営は、宮古島市立教育研究所所長（以下「教育研究所長」という。）が行う。

（対象者）

第4条 適応指導教室の人室対象者は、次に掲げる条件に該当する児童生徒とする。

（1） 心理的要因によって登校できない宮古島市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒で、教育研究所長が適応指導教室における指導が望ましいと判断し、かつ、通室が可能な児童生徒

（2） 本人及び保護者が、適応指導教室に通室することを希望する児童生徒

（3） 在籍校の学校長（以下「学校長」という。）が、適応指導教室に通室することを認める児童生徒

（出席の認定）

第5条 通室児童生徒が適応指導教室に通室した日は、指導要録上、在籍校に出席したものとみなす。

(指導内容)

第6条 適応指導教室の指導内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学習指導 当該児童生徒の学習状況を踏まえ、在籍校と連携のもと学習指導を行う。

(2) 体験活動 社会見学、スポーツ活動、野外活動、調理実習、創作活動等を通じ、社会性及び協調性を培う指導を行う。

(3) 相談活動 集団生活、悩み、進路など当該児童生徒の課題についての相談を通して、自己理解及び自己実現への支援を行う。

(開室期間等)

第7条 適応指導教室の開室期間は、宮古島市立小学校及び中学校の授業日に準ずるものとする。ただし、学年始めは3週間程度の学校適応期間をおくものとする。

2 開室時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(職員)

第8条 適応指導教室に指導教諭及び指導員を置く。

2 指導教諭は、県費負担の教諭をもって充てる。

3 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とし教育長が任用する。

4 指導員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職員の職務)

第9条 指導教諭は、適応指導教室の運営と児童生徒の指導に当たる。

2 指導員は、指導教諭を補佐し、適応指導教室の運営や児童生徒の指導が円滑に行われるようとする。

(報酬等)

第10条 適応指導教室の指導員の報酬、手当及び費用弁償については、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮古島市条例第29号）の定めるところによる。

(勤務条件)

第11条 適応指導教室の指導員の勤務は、週3日以内とし、勤務する日は、休

日を除き月曜から金曜日までの1日7時間45分とする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は、週23時間15分の範囲内で勤務時間の割り振りを変更することができる。

(入室の決定及び通知)

第12条 入室の決定及び通知に係る手続は、次の各号の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入室の決定 入室を希望する児童生徒の保護者は、教育相談及び体験入室希望書（様式第1号）を教育研究所長に提出し、教育相談を受けた後に、適応指導教室入室願書（様式第2号）を学校長に提出し、学校長は、教育相談の所見を参考に、適応指導教室における指導が必要と判断したときは、適応指導教室入室申請書（様式第3号）及び適応指導教室入室願書の写しを教育研究所長に提出するものとする。

(2) 入室の通知 教育研究所長は、適応指導教室に通室することが学校復帰に向けて効果的と判断した場合には入室を認め、適応指導教室入室通知書（様式第4号）により学校長へその旨を通知するものとする。

(退室の通知)

第13条 教育研究所長は、通室児童生徒に関する適応指導教室での通室指導が終了したとき、又は指導が困難と認めたときは、当該通室児童生徒の退室を決定し、適応指導教室退室通知書（様式第5号）により学校長へその旨を通知するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、適応指導教室の運営上必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

教育相談及び体験入室希望書(保護者で記入)

宮古島市立教育研究所

所長 殿

学校名	宮古島市立	学校	年	組
児童・生徒 氏名	ふりがな			
			(男・女)	
生年月日	年	月	日	(才)

上記の児童生徒について、下記の理由により教育相談及び宮古島市立適応指導教室「まてだ教室」への体験入室を希望します。

事項	状況・内容等
不登校の主な原因やきっかけ と考えられる内容(本人が話した内容・親が思い当たる事等)	
学校を休んでいる時の家庭での生活の様子(起床や就寝時間・食事・行動の様子)	

提出日：_____年_____月_____日

保護者氏名 _____印

住所：

連絡先(自宅)：

(緊急時)：

適応指導教室入室願書(保護者で記入)

宮古島市立 学校

学校長 殿

年組番	年 組 番
児童・生徒 氏名	ふりがな
	(男・女)
生年月日	年 月 日 (才)

上記の児童生徒について、下記の理由により宮古島市立適応指導教室「まていだ教室」への入室を申し込みます。

事項	状況・内容等
入室希望理由及び 適応指導教室に望むこと	

提出日： 年 月 日

保護者氏名 _____ 印 _____

住所：

連絡先（自宅）：

(緊急時)：

適応指導教室入室申請書

宮古島市立教育研究所
所長 殿

提出日 年 月 日
宮古島市立 学校
学校長 印

下記の児童生徒について、「適応指導教室」への入室を申請します。

(ふりがな) 児童・生徒名		年 月 日(才)
		性別 (男 ・ 女)
第 学年 組 番		担任名

指導の経過 留意点等 (学級担任及び学校カウンセラー、教育相談員との協議等)	
学校長所見 (今後の学校との関わり等)	

適応指導教室入室通知書

年　月　日

宮古島市立　　学校
学校長　　殿

宮古島市立教育研究所
所長　　印

適応指導教室入室の可否について、下記の通り通知致します。

記

児童生徒氏名		学年(性別)	
保 護 者		続 柄	
入室の可否	入室を認める	入室を認めない	
入室する教室	宮古島市立適応指導教室「まてぃだ教室」		
入 室 期 日	年　月　日 ()		

適応指導教室退室通知書

年　月　日

宮古島市立　　学校
学校長　　殿

宮古島市立教育研究所
所長　　印

適応指導教室における指導の終了及び退室について、下記の通り通知致します。

記

児童生徒氏名		学年(性別)	
保護者		続柄	
退室する教室	宮古島市立適応指導教室「まてぃだ教室」		
決定理由			
退室期日	年　月　日 ()		

宮古島市立適応指導教室設置規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○宮古島市立適応指導教室設置規則</p> <p>平成17年10月1日 教育委員会規則第9号</p> <p>（設置）</p> <p><u>第1条 宮古島市の心因性不登校</u> 児童生徒の学校教育への適応促進を図るために、適応指導教室を設置する。</p> <p>（指導対象）</p> <p><u>第2条 指導の対象は、心理的要因によって登校できない宮古島市立小学校及び中学校に在籍する児童生徒で、適応指導教室への入室を希望する者</u>のうち、宮古島市教育委員会が適応指導教室における指導が望ましいと判定した者とする。</p>	<p>○宮古島市立適応指導教室設置規則</p> <p>平成17年10月1日 教育委員会規則第9号</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、宮古島市立適応指導教室（以下「適応指導教室」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（設置）</p> <p><u>第2条 宮古島市の心理的要因によって登校できない児童生徒の学校教育への適応促進を図るために、適応指導教室を設置する。</u></p> <p><u>2 適応指導教室の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1）<u>名称 宮古島市適応指導教室「までいた教室」</u></p> <p>（2）<u>位置 宮古島市平良字東仲宗根添292番地</u></p> <p><u>（管理運営）</u></p> <p><u>第3条 適応指導教室の管理運営は、宮古島市立教育研究所所長（以下「教育研究所長」という。）が行う。</u></p> <p>（対象者）</p> <p><u>第4条 適応指導教室の入室対象者は、次に掲げる条件に該当する児童生徒とする。</u></p> <p>（1）<u>心理的要因によって登校できない宮古島市立小学校及び中学校に在籍</u></p>

(開室時間)

第3条 _____

(略)

(職員)

第4条 (略)

2 (略)

する児童生徒で、教育研究所長が適応指導教室における指導が望ましいと判断し、かつ、通室が可能な児童生徒

(2) 本人及び保護者が、適応指導教室に通室することを希望する児童生徒

(3) 在籍校の学校長（以下「学校長」という。）が、適応指導教室に通室することを認める児童生徒

（出席の認定）

第5条 通室児童生徒が適応指導教室に通室した日は、指導要録上、在籍校に出席したものとみなす。

（指導内容）

第6条 適応指導教室の指導内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学習指導 当該児童生徒の学習状況を踏まえ、在籍校と連携のもと学習指導を行う。

(2) 体験活動 社会見学、スポーツ活動、野外活動、調理実習、創作活動等を通じ、社会性及び協調性を培う指導を行う。

(3) 相談活動 集団生活、悩み、進路など当該児童生徒の課題についての相談を通して、自己理解及び自己実現への支援を行う。

（開室期間等）

第7条 適応指導教室の開室期間は、宮古島市立小学校及び中学校の授業日に準ずるものとする。ただし、学年始めは、3週間程度の学校適応期間をおくものとする。

2 (略)

(職員)

第8条 (略)

2 (略)

3 指導員_____は、非常勤_____とし教育長が任用する。

(職員の職務)

第5条 指導教諭は、教育長の命を受けて適応指導教室の運営と児童生徒の指導に当たる。

2 (略)

(協力委員会)

第6条 適応指導教室の運営、児童生徒の指導・援助の在り方等に関する指導、助言及び入室・退室判定を行うため、協力委員会を置く。

2 協力委員会は、次に掲げる者の中から10人以内で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 医師関係者
- (2) 教育行政関係者
- (3) 学校関係者
- (4) PTA関係者
- (5) 学識経験者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協力委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

6 委員長は、会務を総理する。

7 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理す

3 指導員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2 第1項第1号に規定する会計年度任用職員とし教育長が任用する。

4 指導員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(職員の職務)

第9条 指導教諭は、_____適応指導教室の運営と児童生徒の指導に当たる。

2 (略)

る。

(報酬等)

第7条 適用指導教室の指導員の報酬、手当及び費用弁償については、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮古島市条例第29号）の定めるところによる。

(勤務条件)

第8条 (略)

(報酬等)

第10条 適応指導教室の指導員の報酬、手当及び費用弁償については、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮古島市条例第29号）の定めるところによる。

(勤務条件)

第11条 (略)

(入室の決定及び通知)

第12条 入室の決定及び通知に係る手続は、次の各号の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 入室の決定 入室を希望する児童生徒の保護者は、教育相談及び体験入室希望書（様式第1号）を教育研究所長に提出し、教育相談を受けた後に、適応指導教室入室願書（様式第2号）を学校長に提出し、学校長は、教育相談の所見を参考に、適応指導教室における指導が必要と判断したときは、適応指導教室入室申請書（様式第3号）及び適応指導教室入室願書の写しを教育研究所長に提出するものとする。
- (2) 入室の通知 教育研究所長は、適応指導教室に通室することが学校復帰に向けて効果的と判断した場合には入室を認め、適応指導教室入室通知書（様式第4号）により学校長へその旨を通知するものとする。

(退室の通知)

第13条 教育研究所長は、通室児童生徒に関する適応指導教室での通室指導が終了したとき、又は指導が困難と認めたときは、当該通室児童生徒の退室を決定し、適応指導教室退室通知書（様式第5号）により学校長へその旨を通知するものとする。

(補則)

第9条 適応指導教室の運営上必要なその他の事項は、別に定める。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、適応指導教室の運営上必要な事項について、教育長が別に定める。

○宮古島市立適応指導教室設置規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第9号

改正 令和2年3月31日教委規則第8号

(設置)

第1条 宮古島市の心因性不登校児童生徒の学校教育への適応促進を図るため
に、適応指導教室を設置する。

(指導対象)

第2条 指導の対象は、心理的要因によって登校できない宮古島市立小学校及
び中学校に在籍する児童生徒で、適応指導教室への入室を希望する者のうち、
宮古島市教育委員会が適応指導教室における指導が望ましいと判定した者と
する。

(開室時間)

第3条 開室時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(職員)

第4条 適応指導教室に指導教諭及び指導員を置く。

- 2 指導教諭は、県費負担の教諭をもって充てる。
- 3 指導員は、非常勤とし教育長が任用する。

(令2教委規則8・一部改正)

(職員の職務)

第5条 指導教諭は、教育長の命を受けて適応指導教室の運営と児童生徒の指
導に当たる。

- 2 指導員は、指導教諭を補佐し、適応指導教室の運営や児童生徒の指導が円
滑に行われるようとする。

(令2教委規則8・一部改正)

(協力委員会)

第6条 適応指導教室の運営、児童生徒の指導・援助の在り方等に関する指導、
助言及び入室・退室判定を行うため、協力委員会を置く。

- 2 協力委員会は、次に掲げる者のうちから10人以内で組織し、教育長が委嘱
する。

- (1) 医師関係者
- (2) 教育行政関係者
- (3) 学校関係者
- (4) PTA関係者
- (5) 学識経験者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協力委員会に委員長及び副委員長を置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選出する。

6 委員長は、会務を総理する。

7 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(報酬等)

第7条 適用指導教室の指導員の報酬、手当及び費用弁償については、宮古島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮古島市条例第29号）の定めるところによる。

(令2教委規則8・全改)

(勤務条件)

第8条 適応指導教室の指導員の勤務は、週3日以内とし、勤務する日は、休日を除き月曜から金曜までの1日7時間45分とする。ただし、職務の遂行上、所属長が必要と認めた場合は、週23時間15分の範囲内で勤務時間の割り振りを変更することができる。

(令2教委規則8・追加)

(補則)

第9条 適応指導教室の運営上必要なその他の事項は、別に定める。

(令2教委規則8・旧第8条繰下)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日教委規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第46号

宮古島市未来創造センター長の任用について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和5年2月24日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

未来創造センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定により未来創造センター長を任用する必要があるため、本案を提出します。